

「民間放送ガバナンス指針」に基づく公表事項

＜基本原則＞

1. 公共性の発揮

- (1) 国民共有の財産である電波を預かって事業を展開していることを自覚し、公共の福祉の実現に寄与する。
- (2) 公正な報道を旨として、知る権利にこたえて健全な民主主義の発展に貢献する。
- (3) 放送法で求められている災害放送や視聴覚障害者向け放送を実施する。
- (4) 地域ジャーナリズムの担い手、地域の情報・文化センターとしての機能を果たす。

- (1) 当社は、「県民とともにあゆむ 愛されるテレビ局」を一貫したテーマとして、企業理念「“コンテンツの力で未来を創る” ～青森テレビ宣言～」を掲げています。

デジタル時代が到来し、今、テレビメディアをめぐる環境は大きく変化しています。しかし、良質な魅力あるコンテンツは色あせることはありません。県境や国境も関係なく世界に広がります。

私たちは、これまで培ってきた制作力で、地域のために良質なコンテンツを届ける一方で、デジタル時代に対応した新しい価値あるコンテンツを生み出します。そして、地域の発展と幸福度(well-being)の向上に貢献したいと考えています。

また、青森には世界に誇る豊かな自然や文化があり、魅力ある農産物や水産物も多々あります。私たちはこうした青森の魅力をコンテンツの力で全国へ、そして世界へとグローバルに発信し、地域の発展に尽くしていきたいと考えています。

- (2) 当社は、放送法に基づく番組基準である「ATV 番組基準」を制定し、編集の基準としています。

- ・ ATV 番組基準

<https://www.atv.jp/corp/img/ATV-bangumi2024-4.pdf>

- ・ 放送番組の種別の基準

<https://www.atv.jp/admin/uimg/admin30/pdf1.pdf?1784880923>

<https://www.atv.jp/admin/uimg/admin30/pdf2.pdf?1785394703>

- ・ 種別の放送時間量、CM 放送時間

<https://www.atv.jp/admin/uimg/admin30/pdf9.pdf?1784880923>

- ・ 「番組審議会からのお知らせ」

放送法に基づき設置された外部有識者による番組審議会で審議された番組に対する意見や報告を視聴者に向けて放送しています。

https://www.atv.jp/council/#program_type

- ・ ATV 番組ウェブサイト

<https://www.atv.jp/program/epg/>

(3) 当社は地域の報道機関としての責任を自覚し、地域のために「信頼ある災害報道」を行います。

【災害発生時等に実施した放送の概要】

- ・2025/12/8（月）の深夜、青森県東方沖を震源とするマグニチュード7.5の地震が発生、八戸市で震度6強、おいらせ町と階上町で震度6弱を観測しました。当社では地震の発生直後から午前3時45分まで、計4時間15分にわたってローカル特番を展開しました。また、YouTubeでもライブ配信しました。
- ・2026/4/20（月）三陸沖を震源とするマグニチュード7.7の地震が発生。情報カメラの映像とアナウンサーの呼びかけにより対応。全国ニュースを挟み、18時15分から21時まで地上波ローカル放送及びライブ配信を実施しました。
- ・2026/6/25（木）岩手県沖を震源とするマグニチュード7.2の地震が発生。系列の基準に則りJNN特番へ。当社から全国向けに中継対応。その後、「ATV報道特別番組」放送。「ATV NEWSDIG」でも随時、被害情報などを更新しました。

(4) 主な自社制作番組と地域情報の発信について

【主な自社制作番組】

- ・「わっち!!」（月～金曜 16:25～17:50）
<https://www.atv.jp/program/wacchi/>
- ・「わっち!!News」（月～金曜 18:15～19:00）
<https://newsdig.tbs.co.jp/list/atv>

【地域の文化や経済の振興に資する事業の開催実績】

- ・青森の夏祭りを全国に発信すべく地上波での特別番組に加え、「青森の祭りを未来へつなごう」と題して、当社の公式YouTubeチャンネルでライブ配信を行っています。

（2026年実績）

青森ねぶた祭・弘前ねぶたまつり・八戸三社大祭・五所川原立佞武多
・黒石ねぶた祭り・平川ねぶたまつり

＜基本原則＞

2. 人権尊重の徹底

- (1) 事業活動全般において人権尊重を徹底する。
- (2) 人権が尊重される社内体制を構築して、継続的に改善を行う。

(1)及び(2) 当社の人権尊重の徹底に向けた取り組みは、以下の通りです。

- ・青森テレビ人権方針（2026年2月策定）
<https://www.atv.jp/corp/img/ATV-jinken2026-2.pdf>
- ・トップメッセージ「安心して働ける職場を目指して」を周知
- ・外部委託による通報窓口「ATVホットライン」設置
- ・管理職や社員向けの人権やハラスメントについての研修を定期的の実施
- ・民放連「人権に関する講演会」への参加

<基本原則>

3. 法令や社会規範の遵守

- (1) 高い公共性が期待される放送事業者として、法令や社会規範を遵守する。
- (2) 役員・社員は高い倫理観と職業意識を養い、公正で透明な事業活動を行う。

(1)及び(2) 当社の法令や社会規範の遵守に向けた取り組みは、以下の通りです。

【法令や社会規範遵守のための規程等の整備】

- ・青森テレビ 行動指針
- ・青森テレビ 企画考査審議会規定
- ・青森テレビ コンテンツ考査検証委員会規約
- ・青森テレビ 職場におけるハラスメントの防止に関する規程

【法令・規範の遵守やコンプライアンスを担当する組織・体制】

- ・担当役員を室長とする独立組織のコンプライアンス室が、心理的安全性の高い企業風土づくりを推進しています。
- ・外部の専門機関による通報窓口「ATV ホットライン」は、ハラスメント全般および公益通報に対応し、社員や関係者が安心して相談できる環境を構築しています。
- ・青森テレビは国連の「SDG メディア・コンパクト」に加盟し、「青森の未来へつなごう」を統一キャンペーンとして地上波や SNS で情報発信を続けています。また、2023 年までに青森県内 40 市町村と SDGs 推進に関するパートナーシップ協定を締結し、SDGs に関する地域取組や情報発信、さらには地域防災への支援を続けています。

<基本原則>

4. 透明性の向上

- (1) 社会全体がステークホルダーであるという放送事業の性格を踏まえて、企業経営にかかわる諸情報（企業理念、役員の構成、基本的な財務情報など）の積極的な開示を行い、透明性を向上する。
- (2) 自律が独善に陥らないように、幅広いステークホルダー（視聴者・リスナー、広告主、取引先、従業員、地域社会など）との対話の回路を強化する。

(1)及び(2) 当社の透明性の向上に向けた情報の開示、取り組みについては、日本民間放送連盟(民放連)の統一フォーマットに基づき適切に開示します。

企 業 理 念	“コンテンツの力で未来を創る” ～青森テレビ宣言～		
資 本 構 成	資本金：3 億円 発行済株式総数：600,000 株		
主 要 株 主	中 村 孝 之	79,000 株 (13.2%)	
	青 森 み ち の く 銀 行	60,000 株 (10.0%)	
	東 奥 日 報 社	42,200 株 (7.0%)	
	朝 日 新 聞 社	42,000 株 (7.0%)	
	T B S ホールディングス	38,000 株 (6.3%)	
	【 株主総数：135 】		(2026 年 3 月 31 日現在)

役 員 構 成	代表取締役社長	今 井 正 樹			
	取締役	松 本 朝 成			
	取締役	佐 々 朝 美			
	取締役	今 市 憲一郎			
	取締役相談役(非常勤)	中 村 孝 之			
	取締役(非常勤)	塩 越 隆 雄	[社外] 東奥日報社 代表取締役会長・主筆		
	取締役(非常勤)	和 泉 晃	[社外] 東北放送 取締役・TBSテレビ 執行役員		
	取締役(非常勤)	泉 山 元	[社外] 三八五流通 代表取締役社長		
	監査役(非常勤)	片 谷 喬 次	[社外]		
	監査役(非常勤)	川 嶋 勝 美	[社外] 協同組合タッケン 代表理事		
役 職 員 数	役員 10 人 【男 9 人 (90.0%)・女 1 人 (10.0%)】				
	職員 92 人 【男 54 人 (58.7%)・女 38 人 (41.3%)】				
番組審議会 委 員	委員長	菅 原 文 子	青森明の星短期大学 教授		
	副委員長	渡 邊 智	陸奥新報社 相談役		
	委員	荒津内 寿	デーリー東北新聞社 経営企画室長兼社長室次長		
	委員	泉 山 裕 子	SWEETY 理事		
	委員	下屋敷 聡	東北電力 執行役員青森支店長		
	委員	田 中 桂 子	ローブリー資源 代表取締役		
	委員	宮 崎 大 輔	NTT東日本 宮城事業部青森支店長		
	委員	若 松 清 巳	東奥日報社 論説委員会室論説副委員長		
自 社 批 評 番 組	番 組 名：番組審議会からの報告 放送日時：月 1 回土曜（8 月・12 月除く） 9 時 25 分～9 時 30 分				
財 務 情 報	貸借対照表【2026 年 3 月 31 日現在】 (単位：円)				
	流動資産 固定資産	2,893,776,991	流動負債	710,376,680	
		2,964,269,529	固定負債	846,112,540	
			負債合計		1,556,489,220
			株主資本	4,178,035,143	
			資本金	300,000,000	
			利益剰余金	3,878,035,143	
			評価・換算差額等	123,522,157	
	純資産合計		4,301,557,300		
	資産合計	5,858,046,520	負債及び純資産合計	5,858,046,520	
	損益計算書【自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日】(単位：円)				
	売 上 高	3,236,001,258			
	営 業 損 失	198,299,166			
	経 常 損 失	167,076,507			
	税引前当期純損失	155,370,865			
当 期 純 損 失	294,448,338				

＜基本原則＞

5. 適切な経営体制の確立

- (1) 取締役会は、株主からの負託にこたえて、関係者との取引関係も含めて適切な事業運営が行われるように業務執行を監督する。直接の業務執行を行わない社外取締役や監査役の役割は、特に重要である。
- (2) 会員社の代表者は、本指針適用の責任を担う。また、ガバナンス不全が疑われる重大な事案が発生した場合には、必要な情報開示を行いながら、信頼回復に向けた施策を積極的に講じる。

(1)及び(2)

【取締役会の開催状況（2025 年度）】

開催日	出席者	出席率
2025 年 5 月 21 日(水)	取締役 5 人、監査役 1 人	60%
2025 年 6 月 20 日(金)	取締役 8 人、監査役 2 人	100%
2025 年 8 月 20 日(水)	取締役 7 人、監査役 1 人	80%
2025 年 10 月 20 日(月)	取締役 8 人、監査役 2 人	100%
2025 年 11 月 21 日(金)	取締役 8 人、監査役 2 人	100%
2026 年 2 月 19 日(木)	取締役 7 人、監査役 2 人	90%

【人権尊重・コンプライアンス等に関する取締役会の関与】

- ・2025 年 8 月 20 日開催の取締役会において、当時の代表取締役によるハラスメントを含む不適切な言動について、当社と利害関係のない第三者の弁護士をリーダーとする調査チームを設置し、調査を行っていることについて説明をしました。
- ・2025 年 10 月 20 日開催の取締役会において、上記事案の調査結果報告が行われ、当時の社長が代表取締役を辞任しました。調査結果及び再発防止策については、プライバシーに配慮した形で同日プレスリリースを行いました。
- ・2026 年 2 月 19 日開催の取締役会において、青森テレビ人権方針（案）について諮り承認されました。人権方針（案）の策定にあたっては、事前に弁護士や法務局人権擁護課など外部専門機関の意見聴取を行いました。合わせて、当社のコンプライアンス推進体制について取締役会で再確認しました。

以 上